

# 令和6年度鹿児島県スクールカウンセラー等募集要項

鹿児島県教育委員会

鹿児島県教育委員会では、県スクールカウンセラー等として、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、適切に相談に応じることができる意欲ある方を、次のとおり募集します。

## 1 職務内容

スクールカウンセラー等は、県教育委員会の派遣依頼に基づき、各学校において、校長等の指揮監督の下に、概ね以下のことを行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・支援、講話等
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他、児童生徒のカウンセリング等に関して各学校において適当と認められるもの

## 2 応募資格

地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しない者で、次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 公認心理師、又は有する見込みの者
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、又は資格を有する見込みの者
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- (5) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (6) 大学若しくは短期大学を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (7) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

## 3 派遣場所等

派遣する公立小・中学校、義務教育学校又は県立学校等については、提出書類等を参考に、県教育委員会が決定する。加えて、離島や遠隔地への派遣を依頼する場合もある。

担当する学校数及び派遣回数・相談時間については、学校の実態に応じ、県教育委員会が決定する。

相談時間：1回当たり、3時間程度

派遣回数：派遣する学校により回数は異なる。

## 4 報酬等

- (1) 報酬（予定）

ア 臨床心理士等（2の(1)～(4)に該当する者）は、1時間当たり5,030円程度

イ 準ずる者（2の(5)～(7)に該当する者）は、1時間当たり3,018円程度

- (2) 費用弁償（交通費）  
県規定額により支給
- (3) 期間  
令和6年4月1日から1年間

## 5 応募方法

### (1) 提出書類等

応募者は、「2 応募資格」を確認し、資格に応じて以下の書類を提出する。

ただし、現在、県スクールカウンセラー等として従事している者及び県公認心理師・臨床心理士協会に所属している者は、ア～ウの書類のみで可。また、公認心理師試験に合格した者については、「公認心理師合格証書」の写しを提出する。

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
全員	ア	履歴書（様式1）	○	○	○	○	○	○
	イ	令和6年度スクールカウンセラー等業務希望調査票（様式2）	○	○	○	○	○	○
	ウ	返信用封筒（84円切手を貼った定形（長形3号）の封筒に、応募者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。）	○	○	○	○	○	○
新規応募者のみ	エ	「公認心理師合格証書」の写し	○					
	オ	臨床心理士資格登録証明書の写し		○				
	カ	医師免許状の写し			○			○
	キ	在職証明書又は身分証明書の写し				○		
	ク	大学院修了証明書					○	
	ケ	大学又は短期大学卒業証明書						○
	コ	心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に従事した期間及び内容等の証明書（勤務先が発行する「在職証明書等」）					○	○

### (2) 提出期限

令和5年12月15日（金）必着

### (3) 提出先

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育生徒指導班  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL：099-286-5376 FAX：099-286-5678  
E-mail：seitou@pref.kagoshima.lg.jp

## 6 その他

- (1) 応募者の中から、書類審査、面接等により選考し、採用者を決定する。  
なお、面接の日程等については、改めて連絡する。
- (2) 令和6年度の採用に向けた見込みの募集であり、予算の成立状況により事業内容等を変更する場合もある。
- (3) 採用者の中から、鹿児島県教育委員会よりスクールカウンセラースーパーバイザーを選定する。（スーパーバイザーの業務内容、勤務条件等については、候補者にのみ連絡する。）
- (4) 採用者については、原則、県教育委員会主催の連絡協議会と研修会に参加すること。
- (5) その他、必要なことは、鹿児島県教育委員会が別に定める。